

医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

第 3 弾	第 2 弾
1-1.事業実施計画の申請は必須か。また期限はいつまでか。 (答) 事業実施計画申請は、令和 7 年度に対象事業を実施（予定を含む）するすべての組合にご提出いただきます。申請は、令和 7 年 6 月 <u>30 日</u> から 7 月 31 日までに所定の方法でご提出いただきます。	1-1.事業実施計画の申請は必須か。また期限はいつまでか。 (答) 事業実施計画申請は、令和 7 年度に対象事業を実施（予定を含む）するすべての組合にご提出いただきます。申請は、令和 7 年 6 月 <u>下旬</u> から 7 月 31 日までに所定の方法でご提出いただきます。
3-5. 昨年度は対象だった広報・情報提供事業は補助対象となるのか。 (答) 広報・情報提供事業は、女性の健康情報や子どもの医療費適正化の内容を掲載していても補助対象外となります。紙媒体の広報誌のデジタルブックへの移行や、ホームページや社内イントラネットでの情報提供およびメールマガジンでの配信等についても対象外となります。 なお、補助事業の周知にかかる経費は、事業と一連と認められるものに限り補助対象となります。また、<u>事業区分 2・3 においては印刷費と発送費も補助対象ですが</u>、事業区分 1 においては<u>印刷費と発送費</u>は補助の対象外です。4—30 をあわせてご確認ください。	3-5. 昨年度は対象だった広報・情報提供事業は補助対象となるのか。 (答) 広報・情報提供事業は、女性の健康情報や子どもの医療費適正化の内容を掲載していても補助対象外となります。紙媒体の広報誌のデジタルブックへの移行や、ホームページや社内イントラネットでの情報提供およびメールマガジンでの配信等についても対象外となります。 なお、補助事業の周知にかかる経費は、事業と一連と認められるものに限り補助対象となります。また、事業区分 1 においては<u>紙媒体で配布する案内文書等に要する費用</u>は補助の対象外です。4—30 をあわせてご確認ください。
3-6. 事業区分 2 または 3 で申請する事業の対象者に子ども・女性以外が含まれるが、補助対象となるのか。 (答) 事業区分 2 の対象経費は子どもにかかる費用、事業区分 3 の対象経費は子ども・女性にかかる費用に限られます。<u>ただし、事業区分 3 の事業であって、対象者に男性を含めて実施することによって性差に関する相互理解を促すことを目的とするセミナーについては、例外的に男性にかかる費用を含めて補助対象とします。</u>費用の切り分けが困難な場合は、対象外となる経費を除く事業費全体に、令和 7 年 4 月 1 日時点における「加入者数に占める子ども(事業区分 3 の場合は子供および女性)が占める割合」を乗じて得た額を対象経費としてください。 なお、事業内容に ICT の活用が含まれる場合は、原則的には事業区分 1 として申請してください	3-6. 事業区分 2 または 3 で申請する事業の対象者に子ども・女性以外が含まれるが、補助対象となるのか。 (答) 事業区分 2 の対象経費は子どもにかかる費用、事業区分 3 の対象経費は子ども・女性にかかる費用に限られます。費用の切り分けが困難な場合は、対象外となる経費を除く事業費全体に、令和 7 年 4 月 1 日時点における「加入者数に占める子ども(事業区分 3 の場合は子供および女性)が占める割合」を乗じて得た額を対象経費としてください。 なお、事業内容に ICT の活用が含まれる場合は、原則的には事業区分 1 として申請してください

医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

い。事業区分 1 は対象者が子ども・女性に限定されないため、対象者にかかる費用の切り分けは不要です。

3-8. データヘルス・ポータルサイトでのノウハウの横展開（相互閲覧機能）に同意しない場合はどうなるか。

（答）

【個別事業の場合】

各事業の対象経費に補助割合を乗じて得た額を合計した申請総額から 2 割減額されますので、同意漏れにご注意ください。同意する場合は、交付申請書（令和 8 年 1 月末締切）の提出時点までに同意するようにしてください。

【共同事業の場合】

共同事業は、すべての参加組合がデータヘルス・ポータルサイトでのノウハウの横展開に同意していることが申請要件であるため、同意していない組合は本補助金の対象外となります。交付申請書（令和 8 年 1 月末締切）の提出時点までに同意するようにしてください。

3-10. 複数の保健事業で同一のアプリ等を活用している場合は、事業区分 1 として複数の申請ができるか。

（答）

事業区分 1 においては、経費に重複を避けるために 1 つのアプリ等に対して 1 つの申請としてください。同一のアプリ等を複数の事業で活用している場合は、申請書の事業名は代表的な事業名を記載し、「事業実施計画」および「事業の実施方法及び実施体制」欄に複数の事業について記載するようにしてください。

3-11. 同一の事業について、事業区分を分けて複数の申請はできるか。

（答）

同一の事業に対して 1 つの申請としてください。

い。事業区分 1 は対象者が子ども・女性に限定されないため、対象者にかかる費用の切り分けは不要です。

3-8. データヘルス・ポータルサイトでのノウハウの横展開（相互閲覧機能）に同意しない場合はどうなるか。

（答）

【個別事業の場合】

各事業の対象経費に補助割合を乗じて得た額を合計した申請総額から 2 割減額されますので、同意漏れにご注意ください。

【共同事業の場合】

共同事業は、すべての参加組合がデータヘルス・ポータルサイトでのノウハウの横展開に同意していることが申請要件であるため、同意していない組合は本補助金の対象外となります。

（新規）

（新規）

医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

4-4. 他の国庫補助金で助成を受けている事業は補助対象になるか。 (答) 他の国庫補助金を受けて行われているものや、<u>健保連が実施している組合運営サポート事業で支援を受けているもの（組合運営サポート事業の「前期高齢者予備群(50～64 歳)等に対する生活習慣病等の重症化予防」を対象年齢以外で実施する場合を除く。</u>）は、本補助事業の対象外となります。	4-4. 他の国庫補助金で助成を受けている事業は補助対象になるか。 (答) 他の国庫補助金を受けて行われているものは、本補助事業の対象外となります。
4-7. 骨密度測定は補助対象となるのか。その他はどのようなものが補助対象になるか。 (答) 骨密度測定は女性の健康課題であるやせ対策の一環として有効な事業であるため、本補助事業の対象としています。その他、骨健康度測定器（骨ウェーブ）、体成分分析装置（In body）、体組成計による測定が考えられます。なお、メタボ対策を目的とした事業は対象外となります。 また、<u>FreeStyle リブレ等の持続血糖測定器（CGM）</u>にかかる経費は、糖尿病性腎症等で医療機関等を受診中の者を対象として ICT を活用した重症化予防事業を実施する場合に限り、例外的に事業区分 1 として補助対象とします。	4-7. 骨密度測定は補助対象となるのか。その他はどのようなものが補助対象になるか。 (答) 骨密度測定は女性の健康課題であるやせ対策の一環として有効な事業であるため、本補助事業の対象としています。その他、骨健康度測定器（骨ウェーブ）、体成分分析装置（In body）、体組成計による測定が考えられます。なお、メタボ対策を目的とした事業は対象外となります。 また、<u>使い捨ての血糖測定機器（FreeStyle リブレ）</u>にかかる経費は、糖尿病性腎症等で医療機関等を受診中の者を対象として ICT を活用した重症化予防事業を実施する場合に限り、例外的に事業区分 1 として補助対象とします。
4-30. 医療 DX を活用した保健事業はどのような事業が補助対象となるのか。 (答) アプリや SNS、民間 PHR、NDB データ等を活用した保健事業は医療 DX を活用した保健事業の対象となります。例えば、受診勧奨を目的として導入・利用する健診予約システム、受診勧奨システム、健康管理アプリなどは該当します。また、基幹システムにおける同様の機能も対象となりますが、導入等の費用を保健事業費から支出していることが要件となりますのでご注意ください。アプリ等の機能が複数ある場合の取扱いは以下のとおりです。 【保健事業以外の機能（適用・給付等）がアプリ等の利用料等に含まれる場合】 保健事業の機能にかかる経費を切り分けられる場合は利用料等（令和 7 年度の年間利用料をいう。以下同じ。）のうち当該部分のみ補助対象とし、切り分けられない場合は利用料等の全額を補	4-30. 医療 DX を活用した保健事業はどのような事業が補助対象となるのか。 (答) アプリや SNS、民間 PHR、NDB データ等を活用した保健事業は医療 DX を活用した保健事業の対象となります。例えば、受診勧奨を目的として導入・利用する健診予約システム、受診勧奨システム、健康管理アプリなどは該当します。また、基幹システムにおける同様の機能も対象となりますが、導入等の費用を保健事業費から支出していることが要件となりますのでご注意ください。アプリ等の機能が複数ある場合の取扱いは以下のとおりです。 【保健事業以外の機能（適用・給付等）がアプリ等の利用料等に含まれる場合】 保健事業の機能にかかる経費を切り分けられる場合は利用料等（令和 7 年度の年間利用料をいう。以下同じ。）のうち当該部分のみ補助対象とし、切り分けられない場合は利用料等の全額を補

医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ 新旧対照表

助対象外とします。 【保健事業以外の機能がアプリの利用料等に含まれない場合】 利用料等の全額を補助対象とします。 なお、アプリやシステムに要する経費は、事業の実施手段として活用する場合に補助対象となります。アプリやシステムの導入・普及に留まり具体的な事業に関する記述が見受けられない場合や、事業内容が健診結果の提供といった情報提供に該当する場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください。また、アプリの導入・普及にあたって、紙媒体で配布する案内文書等に要する費用は補助の対象外です。<u>アプリ等で e-learning やセミナーを実施する場合の取扱いは 4-35 をご確認ください。</u>	助対象外とします。 【保健事業以外の機能がアプリの利用料等に含まれない場合】 利用料等の全額を補助対象とします。 なお、アプリやシステムに要する経費は、事業の実施手段として活用する場合に補助対象となります。アプリやシステムの導入・普及に留まり具体的な事業に関する記述が見受けられない場合や、事業内容が健診結果の提供といった情報提供に該当する場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください。また、アプリの導入・普及にあたって、紙媒体で配布する案内文書等に要する費用は補助の対象外です。
--	--